

平針一丁目第一町内会 会則

第1条（目的） 平針一丁目第一町内会の会員の親睦・連携を図ることを目的とする。

第2条（名称並びに所在地）

本会は平針一丁目第一町内会（略称：平針1-1町内会）と称し、所在地を会長宅に置く。

第3条（会員） 本会の会員は、平針一丁目第一町内会地区内の居住者とする。

第4条（事業） 本会は、防犯、防災、火災予防、環境保全、子どもや老人対策、夏祭り、秋祭り等、学区の事業との連携や親睦、その他、会員より提起された事項を協議の上、実施する。

第5条（役員） 本会には、次の役員を置く。但し、役員は兼ねても良い。

会長、副会長、会計、組長、監査（組長から選出）

第6条（役員の選出・任期）

会長は、役員会で推薦され、新旧組長会出席者の多数決で決定する。

会長は、区政協力委員および災害対策委員を兼ねる。

副会長・会計は、会長の推薦により決定する。

監査は、組長の互選により決定する。

会長の任期は、2年とする。その他の役員の任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。

補充選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。

役員会は、会長が必要に応じて招集し開催する。

第7条（総会） 総会で、町内会の事業・運営等に関する事項を協議決定する。

総会の代わりとして新旧組長会を充てることができる。

総会での決定事項は、全会員に回覧し、通知しなければならない。

総会の開催は、全会員の三分の一以上の要望で開催することができる。

総会出席者の三分の二以上の同意で、会則の改正することができる。

第8条（会計） 会費は、月額200円とする。（内訳は、学区費150円、町内会費50円）

会費は、4月に1年分を一括集金する。但し、途中入会は、転入月以降分を集金する。退会時には、意思により残存月数分を返金する。

本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日とする。但し、事業が継続しているときは、年度をまたいだ会計処理を認める。

会計決算は、年度内に監査を受けて、新旧組長会で承認を得る。

会計決算報告書は、4月に回覧で会員に通知する。

第9条（弔意） 会員世帯に不幸のあったときには、香料5,000円を用意する。

付則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。